

# 空き家を解体したい！

最大50万円！  
令和8年4月～  
上限額が30万円→50万円にUP  
しました！

## 老朽危険空き家対策補助金

老朽化が著しい危険な空き家の解体費用の一部を補助します

対象者 (個人のみ) ※いずれにも該当する方	①空き家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書）に所有者として記載されている方、またはその相続人 ②市税を滞納していない方
対象空き家 ※いずれにも該当すること	①市内にある1年以上使用されていない戸建て住宅で、延床面積の1/2以上が居住用として使用されていたもの ②事前の不良住宅判定により、補助対象と判定されたもの ③建物が倒壊した場合において、敷地を超えて影響を及ぼすおそれがあるもの ④個人が所有する建物 ⑤所有権以外の権利が設定されていない建物、ただし、他の権利者が解体に承諾している場合は可
対象経費	解体業者等に依頼して行う空き家の解体に係る工事費 ※空き家の一部を解体するものは対象外 ※補助金の交付申請、交付決定を受ける前に行った工事は対象外
補助金額	対象工事費に8/10を乗じて出た数の1/2以内で上限50万円（1,000円未満の端数は切り捨て） ※最終的には、市で見積もり等を確認して計算しますので、およその金額になります。

## 補助金の手続きの流れ

①事前調査申請 (不良住宅判定)	申請前に建物の不良住宅判定を行います。 〈提出書類〉 ・事前調査申請書（様式第1号） ・空き家の所有者であることを証する書類 ・空き家の位置図及び現況写真
②現地調査 ※①の申請から1か月程度	市が委託先が現地で判定します（立会不要）。結果を通知等でお知らせします。※判定の結果、補助金の対象とならない場合もあります。
③申請書提出	判定の結果、補助対象と判定された場合は補助金の申請ができます。 〈提出書類〉 ・交付申請書（様式第3号） ・空き家の使用状況報告書（様式第3号の2） ・登記事項証明書又は所有者等を確認できる書類 ・工事の見積書の写し ・市税の納税証明書の写し ・空き家の権利者の承諾書（他に権利者がいる場合）
④交付決定	審査後、交付決定通知書にてお知らせします。
⑤解体工事着手	必ず交付決定日以降に解体工事に着手してください。
⑥実績報告書の提出	解体工事完了後30日以内、又はその年度の3月31日のいずれか早い時期までに報告書の提出 〈提出書類〉 ・実績報告書（様式第7号） ・契約書又は請書等の写し （請求書ではありません。必ず工事業者と契約を取り交わしてください。また、契約日は交付決定より後の日で契約をしてください） ・領収書の写し ・着手前及び完了後が確認できる写真
⑦完了確認	実績報告を市で審査し、適正に工事が実施された場合は、確定通知書にて補助金額をお知らせします。
⑧補助金の請求及び交付	確定通知書を受けて15日以内又は3月31日のいずれか早い日までに請求書（様式第9号）を提出してください。市が請求書を受付後、補助金を交付します。

→次ページ 手続きの流れ

◆お問い合わせ・申請先

岡谷市都市計画課 建築・住宅担当

TEL：0266-23-4811 HP:「岡谷市 空き家対策」で検索

